

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月6日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、賦課限度額を引き上げる等のため、本条例を制定するものであります。

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日立市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の12中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第1項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日立市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。